

答 申

第1 審査会の結論

実施機関が審査請求人に対して令和5年5月15日に行った行政文書不開示決定のうち、「5 給油伝票（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課）」の開示請求については、給油後に発行される納品書を対象文書として特定した上、当該行政文書について開示決定等すべきであるが、その余の実施機関の決定は妥当である。

第2 質問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和5年3月19日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「第1 西和警察署刑事課の下記文書の開示請求をする 尚、こちらに対しての問い合わせは、弁護士の助言に基づき、言った言わないトラブルを避ける為に全て書面にてお願ひいたします 期間は全て令和3年4月1日から令和5年3月19日まで 1 物品の調達に関する書類（支出負担行為書 支出命令書 物品の検収に関する記録など含む）（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などを管理する課。それぞれの課が独自に管理していると考え、全ての課に同開示請求をすると膨大となるので刑事課に絞った 下記2から13も同じ） 2 切手類受払簿（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などを管理する課） 3 領収書管理台帳（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などを管理する課） 4 運転報告書（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などを管理する課） 5 給油伝票（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などを管理する課） 6 捜査費証拠書類（国費）支出等関係文書（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などを管理する課） 7 捜査費購入物品管理簿（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などを管理する課） 8 犯罪検査SNS利用申請書（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などを管理する課） 9 管轄区域外居住承認願（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などを管理する課） 10 告訴・告発相談簿（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などを管理する課） 11 旅行命令（依頼）簿（国費）（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などを管理する課） 12 旅程表（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などを管理する課） 13 事件記録・証拠品受領書 第2 1 令和4年度 都道府県警察補助金 実績報告書 2 令和4年 身上申告書、評価記録書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和5年5月15日、実施機関は、本件開示請求のうち、（1）不開示決定をした行政文書の名称に掲げる文書について不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（2）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

(1) 不開示決定をした行政文書の名称

- 第1 西和警察署刑事課の下記文書の開示請求をする
期間は全て令和3年4月1日から令和5年3月19日まで
- 3 領収書管理台帳（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課）
 - 5 給油伝票（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課）
 - 8 犯罪捜査SNS利用申請書（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課）
 - 12 旅程表（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課）
 - 13 事件記録・証拠品受領書

(2) 開示しない理由

- ア (1) のうち、第1の3、5及び8
開示請求に係る行政文書を作成し、又は取得していないため
- イ (1) のうち、第1の12
開示請求に係る行政文書は存在したが、事務の目的を達成し保存の必要がないことから、奈良県警察行政文書管理規程第52条の規定に基づき廃棄したため
- ウ (1) のうち、第1の13
条例第36条第1号に該当
刑事訴訟に関する書類については、条例の規定は適用しないとされているため

3 審査請求

審査請求人は、令和5年6月27日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、原処分の取り消しを求める旨の審査請求を行った。

4 諒問

令和5年9月8日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

奈良県警がした本行政文書不開示決定の取消を求める審査請求する

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のと

おりである。

社会通念上に照らし、ここまで不開示というのは到底許容できない
奈良県警側の理由も到底社会通念上に照らし認容されるものではない
百歩譲って一部を不開示ならまだしも全てを不開示というのは、同文書には警察不
祥事が把握できる一般市民に知られたくない不都合な事情が多数記載されている可能
性が高い。

そもそも個人に関する情報は、氏名等を公開しなければ特定できないし、業務内容など多くの警察機関が最近ではＨＰにて公開しているようなことまで不開示をするということは、西和警察署員が何かやましいことをしている可能性が高い

によって審査請求する

第4 資問実施機関の説明要旨

諮詢実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 不開示とした理由

- (1) 「3 領収書管理台帳（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課）」について

実施機関に「領収書管理台帳」という名称の行政文書に関する規定が見当たらないことから、言葉の意味からこれに該当する行政文書を検討した。

大辞林第四版を引くと「領収書」とは、「金銭を領収した旨を記して支払者に渡す書きつけ。」とあり、「管理」とは、「①組織を取りしきったり、施設をよい状態に維持したりすること。②私法上は、財産などについて、その性質を変更しない範囲で保存・利用・改良を目的とする行為。または、他人の事務について、その内容を現実化するための行為。」等とあり、「台帳」とは、「①商家で、売買の金額を記す元帳簿。大福帳。②ある事柄を記すときに、一番のもととなる帳簿。原簿。」等とある。これらの言葉の意味から、「領収書管理台帳」とは、「金銭を領収した旨を記して支払者に渡す書きつけの保存を目的とする一番のもととなる帳簿」となるが、西和警察署では、領収書管理台帳に対応する行政文書を作成し、又は取得していない。

- (2) 「5 給油伝票(刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課)」について

奈良県警察車両管理規程（平成3年11月奈良県警察本部訓令第15号）第31条には、「車両取扱責任者は、燃料の給油請求があったときは、指定された給油所において給油伝票（本部の所属配置車両にあっては様式第14号。警察署配置車両にあっては給油所所定の伝票）により、給油するものとする。」と規定されている。また、奈良県警察車両管理規程の運用について（平成8年3月例規第13号）記21（3）には、「警察署配置車両については、警察署の使用管理者が契約している給油店にお

いて給油するものとする。」と規定されている。実務上、西和警察署配置車両は、有人の給油店にあっては署員が店員に品名と数量を指定することにより、無人の給油店にあっては署員が給油カードを使用することにより、給油するという運用を行つており、給油所所定の伝票を使用していない。よって、西和警察署では、給油伝票に対応する行政文書を作成し、又は取得していない。

(3) 「8 犯罪捜査SNS利用申請書（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課）」について

実施機関では業務において機密情報等を扱うため、原則として、職員は、職務上ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）を利用してはならないが、犯罪の捜査一般において、一定の場合に必要があるときには、犯罪捜査におけるソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用申請書（以下「利用申請書」という。）を所属長に提出し、許可を受けることにより、SNSを利用することができる。本件開示請求の対象は、令和3年4月1日から令和5年3月19日までの間に作成し、又は取得された行政文書に限定されているものであり、この期間に西和警察署において作成し、又は取得された利用申請書を探索したところ、その存在は認められなかった。よって、西和警察署では、犯罪捜査SNS利用申請書に対応する行政文書を作成し、又は取得していない。

(4) 「12 旅程表（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課）」について

実施機関に「旅程表」という名称の行政文書に関する規定が見当たらないことから、言葉の意味からこれに該当する行政文書を検討した。

大辞林第四版を引くと「旅程」とは、「旅行の道のり。旅行の日程。」とある。この言葉の意味から幅広く開示請求が認められるように開示請求書の文言を解釈したところ、西和警察署刑事課員が他府県での捜査に従事する際、捜査の行き先や行程などについて、上司に報告する文書を特定することができた。この文書は、事前報告用に作成されるものであり、他府県での捜査が終了した後は、実務上、保存の必要がないため廃棄されるものである。よって、西和警察署では、旅程表に対応する行政文書は存在したが、本件開示請求の時点においては、事務の目的を達成し保存の必要がないことから、廃棄されている。

(5) 「13 事件記録・証拠品受領書」について

実施機関は、行政文書不開示決定通知書において、その決定の理由を説明したところであるが、次のとおり説明を補充する。

実施機関は、事件記録・証拠品受領書に関し、刑事訴訟に関する書類については、条例の規定は適用しないとされている旨を説明したところであるが、西和警察署の書庫内を探索した結果、事件記録・証拠品受領書は存在しないことを確認しており、本件開示請求日時点において、そもそも保有していなかったことが認められた。

よって、事件記録・証拠品受領書については、不存在を理由として開示しないこととするべきであったと考えられるが、いずれにしても、開示しないこととしたことは妥当であると判断する。

2 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 不開示理由の変更について

実施機関は、本件決定において、事件記録・証拠品受領書については刑事訴訟に関する文書であることから、条例第36条第1号の適用除外に該当すると主張していた。

しかし、弁明書では請求日時点では事件記録・証拠品受領書を保有していないことが判明したため、不開示理由を不存在に変更している。

不開示理由の付記が行政手続の一環として要求されているにもかかわらず、審査請求が行われた後に理由の変更を安易に認めることは、理由付記の趣旨が没却され、信義に反する結果を招くおそれがある。

したがって、審査請求人の攻撃防御の機会を実質的に奪うような理由の変更は許されないと解すべきである。

しかし、本件事案の場合、審査請求人に変更後の不開示理由に対する反論の機会が付与されていることから、審査請求人の攻撃防御の機会を実質的に奪うようなことはない。加えて、変更後の不開示理由の妥当性を審議することにより、本件事案について再度審査請求と再決定が繰り返されることなく、紛争の一回的解決が可能となり、迅速な最終決定に資すると考えられる。

よって、当審査会は、不開示理由の変更を認め、変更後の不開示理由についての妥当性を審議するものとする。

2 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民等の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

3 行政文書の特定について

審査請求人は、本件決定の取消しを求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているので、以下検討する。

(1) 領収書管理台帳について

諮問実施機関によると、「領収書管理台帳」という名称の行政文書に関する規定が存在しないため、「領収書管理台帳」を「金銭を領収した旨を記して支払者

に渡す書きつけの保存を目的とする一番のもととなる帳簿」という意味に該当する文書と判断した上で特定したが、実施機関ではそのような文書は作成又は取得していなかったとのことである。

文書の特定に当たっては、開示請求書に記載されている表題と同一の文書や開示請求者が求める全ての要件を満たす文書が、必ずしも当該実施機関に存在するとは限らないことから、適宜組み合わせて表示された記載内容から、当該実施機関による合理的判断に基づき特定されるものであるため、本件開示請求における領収書管理台帳とは実施機関で支出の対象となった領収書がまとめて綴じられたものと解される。

このことについて事務局を通じて実施機関に確認すると、領収書による精算を行う必要が生じた場合には、個々の領収書に対して精算書を作成し、その添付書類として領収書が添付されるものであり、精算後は当該精算書を保管することから、領収書がまとめて綴じられたものは存在しないとのことである。

また、実施機関に領収書管理台帳の作成を義務付ける規定は存在しないとのことである。

これらのことから、領収書管理台帳を保有していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、領収書管理台帳は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

(2) 給油伝票について

諮問実施機関によると、実施機関における警察署配置車両についての給油は、実務上、有人の給油店においては署員が店員に品名と数量を指定することにより給油し、無人の給油店においては署員が給油カードを使用することにより給油しているため、給油伝票を作成又は取得していないとのことである。

そこで当審査会において見分すると、実施機関の警察署配置車両への給油に当たっては、奈良県警察車両管理規程（平成3年11月奈良県警察本部訓令第15号。以下「車両管理規程」という。）第31条において「車両取扱責任者は、燃料の給油請求があったときは、指定された給油所において給油伝票（本部の所属配置車両にあっては様式第14号。警察署配置車両にあっては給油所所定の伝票）により、給油するものとする。」と規定されている。

このことについて事務局を通じて実施機関に確認すると、車両管理規程が施行された当時は、給油所所定の伝票を使用して給油していたが、給油店のセルフ化や事務の効率化により、実務上、給油伝票は使用されず、契約している給油店から給油後に発行される納品書と後日給油店から送付される請求書を突合することにより、給油したことを確認しており、両者は取り扱う時点が異なるものであることから、本件開示請求に対応する文書として特定しなかったとのことである。

この点について、当審査会において車両管理規程様式第14号の給油伝票を見分したところ、給油年月日、所属、車両番号、給油の種類、給油者氏名及び給油店名の項目により構成されていた。また、給油店から給油後に発行される納品書について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、給油者氏名の項目を除き、同一の項目が記載されていた。

よって、納品書は、本件開示請求に係る給油伝票と名称は異なるものの、同趣旨の

文書と認められることから、実施機関が本件開示請求に係る給油伝票に対応する文書を上記のとおり解したことは、本件開示請求の対象文書を限定的に解釈しすぎたものであるといわざるを得ず、納品書は、本件開示請求に係る給油伝票に相応する文書に該当すると解すべきである。

以上のことから、実施機関は、納品書を本件開示請求に係る給油伝票に相応する文書として特定した上で、改めて当該行政文書について開示決定等をすべきである。

(3) 犯罪捜査SNS利用申請書について

諮問実施機関によると、犯罪捜査において一定の必要がある場合には利用申請書を所属長に提出し、許可を受けることにより、SNSを利用することができる規定となっているため、「犯罪捜査SNS利用申請書」という名称の文書を作成又は取得する可能性はあるものの、本件開示請求の対象である令和3年4月1日から令和5年3月19日までの間に作成又は取得された利用申請書は存在しないとのことである。

このことについて事務局を通じて実施機関に確認すると、利用申請書は、犯罪捜査におけるソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用規程に基づく様式であり、実施機関の職員が犯罪捜査において、SNSを利用する必要がある場合に、所属長に提出し、許可を受けなければならないことになっているとのことである。また、事件関係者等への連絡に当たりSNSを利用する事が不可欠な場合であって、その個別具体的な連絡内容等について所属長が承認している場合又はSNSによりインターネット上に掲出された情報の閲覧に当たってアカウントの取得を必要としない場合は、本規程によらずにSNSを利用することができる規定となっているとのことである。

しかし、令和3年4月1日から令和5年3月19日までの間は、本規程に基づく申請を行う必要が生じなかつたため、利用申請書を作成又は取得していないとのことであった。

これらのことから、利用申請書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、利用申請書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できることと判断する。

(4) 旅程表について

諮問実施機関によると、「旅程表」という名称の行政文書に関する規定がなかったため、「旅程表」を実施機関の職員が他府県における捜査に従事する際に、捜査の行き先や行程などについて上司に報告する文書として特定を行つた。しかし、当該文書は事前報告のために作成される文書であり、他府県における捜査が終了した後は廃棄される文書であるため、本件開示請求の時点では保有していなかつたとのことである。

このことについて事務局を通じて実施機関に確認すると、出張を行う場合に、所属長は所属の職員に対して旅行命令簿により出張を命令することとなっており、当該旅行命令簿には旅程が記載されているが、旅行命令簿も本件開示請求の対象となっていることから、旅程表に旅行命令簿を含まないと解釈して特定しなかつたとのことである。

また、諮問実施機関が説明する職員が他府県における捜査に従事する際に、捜査の行き先や行程などについて上司に報告する文書については、一般的に、旅行命令簿や旅費概算（精算）請求書を作成するための補助資料として使用されるものであり、警察署内での事務的な連絡文書にすぎないものとして位置付けられるとのことであった。

そのため、当該文書は奈良県警察行政文書管理規程に基づく保存期間が「事務処理上必要な1年未満の期間」の文書として設定され、旅行命令簿及び旅費概算（精算）請求書が作成された後、継続して保有する必要がないものとして隨時廃棄されるとのことであった。

これらのことから、旅程表を保有していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、旅程表は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

（5）事件記録・証拠品受領書について

諮問実施機関によると、本件開示請求に対応する行政文書を特定するに当たり、実施機関の書庫内を探索した結果、請求日時点において事件記録・証拠品受領書を保有していなかった旨を主張している。

このことについて事務局を通じて実施機関に確認すると、事件記録・証拠品受領書は検察庁において書類や証拠品等のやりとりの際に作成される文書であるとのことであった。

これらのことから、本件開示請求に対応する行政文書を保有していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、事件記録・証拠品受領書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

5 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審査会の審査経過

	審査経過
令和 5年 9月 8日	<ul style="list-style-type: none">・ 質問実施機関から質問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 6年 12月 19日 (第279回審査会)	<ul style="list-style-type: none">・ 事案の審議を行った。
令和 7年 1月 30日 (第280回審査会)	<ul style="list-style-type: none">・ 事案の審議を行った。
令和 7年 3月 25日 (第281回審査会)	<ul style="list-style-type: none">・ 事案の審議を行った。
令和 7年 6月 6日 (第282回審査会)	<ul style="list-style-type: none">・ 事案の審議を行った。
令和 7年 7月 14日 (第283回審査会)	<ul style="list-style-type: none">・ 事案の審議を行った。
令和 7年 8月 19日 (第284回審査会)	<ul style="list-style-type: none">・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 7年 10月 1日	<ul style="list-style-type: none">・ 質問実施機関に対して答申を行った。

(参考)

本件答申に関与した委員

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名等	備考
青木 美紗 あお き み さ	奈良女子大学研究院生活環境科学系准教授 (食料・農業経済学)	
高谷 政史 たか が や まさ し	弁護士	会長代理
竹村 登茂子 たけ むら と も こ	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
鶴谷 将彦 つる が や まさ ひこ	奈良県立大学地域創造学部准教授 (行政学)	
林晃大 はやし あき とも	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	会長